

令和7年度技能検定（随時実施）実施公示（追加分）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示します。

令和7年9月1日

福島県知事 内堀 雅雄

1 実施する検定職種及びその等級

（1）随時実施する2級

職 種	作 業 名
かわらぶき	かわらぶき作業

2 技能検定試験の実施方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

（1）実技試験

ア 実施期日

令和7年10月1日（水）から令和8年3月31日（火）までの間において、福島県職業能力開発協会（4の（2）を除き、以下「協会」という。）が別に指定する日とする。

イ 実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

ウ 問題の公表

実技試験問題は、別途協会から受検者に通知する。

（2）学科試験

ア 実施期日

令和7年10月1日（水）から令和8年3月31日（火）までの間において、協会が別に指定する日とする。

イ 実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

4 受検申請の手続

（1）提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

（2）申請書請求先・提出先

福島県職業能力開発協会

所 在 地 〒960-8043 福島市中町8番2号 福島県自治会館5階

電話番号 024-525-8681

(3) 受付期間

別途協会が指定する期間とする。

(4) その他

ア 申請書の用紙は、受検者等からの請求に基づき協会で交付する。

なお、郵送により申請書の用紙を請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（あて先を記入し、140円切手をはったもの）（角形2号）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料

(1) 手数料の額

ア 実技試験

検定職種に応じ、次のとおりとする。

検定職種	手数料
かわらぶき	18,200円

イ 学科試験

3,100円とする。

(2) 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、協会の定めるところにより納付すること。

6 その他

技能検定試験について不明な点は、福島県産業人材育成課又は協会に問い合わせること。